公

告

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

(水産振興課) …

保高

険 編

課祉

:

告

示

目

次

第六百六十二号

令和五年 九月十五日 (金曜日)

三四0111	番登		
001	号録		
ェ令 ・和	年登		
・和	月		
七	日録		
苑法社	名氏		
人会 三福	名又は		
笠祉	称は		
一田平	住		
九西川 五和市			
田館	所		
セ三保介	名	事	
ン笠健護タケ協老		尹	
タケ施老 トア設人	称	業	
一田平	所	禾	
九西川 五和市	在	所	
田館	地	ולו	
_五 令 · 和	年引	業	
・和	月	務開	
· 七	日定始		
保介	備		
健護 施老			
,, ·			

青森県告示第五百六十六号

(農村整備課)

: =

整漁

一備課)

: =

要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 の規定により公示する。 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

令和五年九月十五日

〇右

監

查委員

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

(管理事務所)

: =

同

:

 \equiv

同.....

出

先機

関

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧…………………

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………………

○監査結果(公益財団法人青森県建設技術センターほか八箇

○監査結果(財政課ほか二百三十七箇所)…………………

事

局 ::

同 務

:

四

示

青森県知事 宮 下 宗

郎

下北郡大間町大字奥戸字浜町通一六の三下北郡大間町大字奥戸字浜町通一六の三 新井田 則男	発起人の住所及び氏名(名称)
奥戸区域 組合の地業	区
区協同	域
かつ、主漁船トン り主漁船トン 漁と業で、 漁と業して、 漁業して、 漁業して、 漁業して、 漁業して、 漁業して、 漁業して、 漁業して、 漁業して、 漁業に、	区
てあよントいつり未ン	分

青森県告示第五百六十五号

する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 の規定により、 社会福祉士及び介護福祉士法 次のとおり特定行為業務の登録をしたので、 (昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項 同条第二項において準用

令和五年九月十五日

青森県知事

宮

下

宗

郎

001	号	録
五 令 九 七	月	登 録
苑法社 人名 三 笠祉	名氏名 又は 称	
一田平 九西川 五和市 田館	住房	È 斤
セ三保介 ン笠健港 タケ ル シケ シテ 設人	名称	事
一田平 九西川 五和市 田館	所在地	業所
五令 九 九 七	年月日月	予
保護 健 施 設人	備考	

県営土地改良事業計画の変更の決定

において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す 水目ダム地区の県営土地改良事業(防災ダム事業)計画を変更したので、同条第六項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、清

算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起

ればならないこととされている。 に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査 提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなけ 六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを

令和五年九月十五日

青森県知事 宮 下 宗 郎

する。

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間 令和五年九月十九日から同年十月十七日まで

縦覧の場所

野辺地町役場、 東北町役場

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

青森県日本海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第十七条第一項の規定により、

> でに、県に対し意見書を提出することができる。 定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、 縦覧期間満了の日ま

令和五年九月十五日

青森県知事

宮

下

宗

郎

青森県日本海地区特定漁港漁場整備事業計画の案

縦覧に供する書類

縦覧場所

課、

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、 つがる市農林水産課、五所川原市市浦総合支所水産室及び中泊町水産商工観光 深浦町農林水産課、鰺ケ沢町農林水産

三 縦覧期間

令和五年九月十五日から同年十月五日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

原市市浦総合支所水産室及び中泊町水産商工観光課にあっては、その執務時間内と ただし、深浦町農林水産課、鰺ケ沢町農林水産課、 つがる市農林水産課、

出 先 機

関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和五年九月十五日

青森空港管理事務所長 内 Щ 竜

(3) 令和5年9月15日 金曜日

物品等の名称及び数量

液状凍結防止剤供給単価契約一式

青森空港管理事務所 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

 \equiv

契約の方法

青森市大字大谷字小谷一の五

三

般競争入札

令和五年八月九日 落札者を決定した日

四

落札者の名称及び住所

Ŧi.

北海道日油株式会社

落札金額 北海道美唄市光珠内五四九

六

七 落札者を決定した手続

キロリットル当たり二十五万八千五百円

もって有効な入札を行った者を落札者としたものである。 書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を 購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様

八 入札の公告を行った日

令和五年六月二十一日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和五年九月十五日

第十二条の規定により次のとおり公示する。

青森空港管理事務所長

内

Щ

竜

物品等の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

<u>-</u> 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

般競争入札

落札者を決定した日

四

令和五年八月九日

Ŧī.

落札者の名称及び住所

株式会社サンネクト

東京都港区浜松町一丁目二の一

六 落札金額

七 落札者を決定した手続 トン当たり二十五万八百円

もって有効な入札を行った者を落札者としたものである。 書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を 購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様

八 入札の公告を行った日

令和五年六月二十一日

査 委

監

青森県監査委員告示第九号

公表する。 示第二号)に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり 的援助団体等に係る監査を青森県監査委員監査基準(令和二年四月青森県監査委員告 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第七項の規定による財政 3

対象箇所名

令和五年九月十五日

青森県監査委員

内

青森県監査委員 川竹 嶋

子 均

青森県監査委員 櫛 引 ユ 由 丰 紀

子

青森県監査委員

小比類卷

正

規

監査の着眼点(評価項目)

財政的援助団体に応じ、おおむね次に掲げる事項に着眼して監査を行った。 出資団体

Ξ

2

指定管理団体

出納事務が適正に行われているか等

行われているか等

基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づき管理運営に係る出納事務が適正に

$\widehat{\Box}$ 監査の実施内容 監査日

N

令和5年8月28日

2

実施内容

施について、関係書類等により監査を行った。

監査対象箇所における事務のうち、財政的援助等に係る出納その他の事務の実

監査の対象

ω

 $\widehat{\Xi}$ 監査事項

出資団体

出納その他の事務の執行

指定管理団体

公の施設の管理に関連する部分

2 対象期間

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

出資団体

J

公益財団法人青森県建設技術センター、青い森鉄道株式会社、一般社団法人

青森県畜産協会

指定管理団体

式会社、豊かな学びを育む青い森グループ ネットあおもりグループ、一般社団法人青森県視覚障害者福祉会、豊産管理株 公益財団法人青森県建設技術センター、青い森鉄道株式会社、未来へつなぐ

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正である

青森県監査委員告示第十号

条第九項の規定により次のとおり公表する。 による財務監査並びに同条第二項の規定による行政監査を青森県監査委員監査基準 (令和二年四月青森県監査委員告示第二号) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項及び第四項の規定 に準拠して実施したので、その結果を同

令和五年九月十五日

青森県監査委員 青森県監査委員 青森県監査委員 青森県監査委員 櫛 Ш 竹 小比類卷 引 嶋 内 正 ユ 由 キ 規 子 紀 子 均

監査の着眼点(評価項目)

か、また、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げる ようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼して監査を行った。 少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めている 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最

監査の実施内容

N

 $\widehat{\Box}$ 監査日

令和5年2月7日から令和5年8月28日まで

2 実施内容

係書類等により監査を行った。 監査対象箇所における事務のうち、財務事務及び行政事務の実施について、関

ω 監査の対象

<u>-</u> 監査事項

各対象箇所の事務の執行及び経営に係る事業の管理 ***・###

2

令和3年度(前年度監査基準日翌日から令和4年5月31日まで) 令和4年度(令和4年4月1日から監査基準日まで)

(3) 対象箇所名

ア 総務部

財政課、秘書課、人事課、行政経営課、総務学事課、稅務課、市町村課、財産管理課、工事檢查課、東青地域県民局県稅部、中南地域県民局県稅部、三八地域県民局県稅部、西北地域県民局県稅部、上北地域県民局県稅部、下北地域県民局県稅部、青森県東京事務所

企画政策部

企画調整課、交通政策課、地域活力振興課、広報広聴課、統計分析課、国民 スポーツ大会準備室、東青地域県民局地域連携部、中南地域県民局地域連携 部、三八地域県民局地域連携部、西北地域県民局地域連携部、上北地域県民局 地域連携部、下北地域県民局地域連携部

, 環境生活部

県民生活文化課、青少年・男女共同参画課、環境政策課、環境保全課、自然保護課、青森県環境保健センター、東青地域県民局環境管理部、中南地域県民局環境管理部、三八地域県民局環境管理部、下北地域県民局環境管理部

健康福祉部

健康福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、東青地域県民局地域健康福祉部、中南地域県民局地域健康福祉部、三八地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部、下北地域県民局地域健康福祉部、青森県動物愛護センター、十和田食肉衛生検査所、田舎館食肉衛生検査所、青森県立子ども自立センターみらい、青森県障害者相談センター、青森県立あすなろ療育福祉センター、青森県立おすなろ療育福祉センター、青森県立精神保健福祉センター、青森県立精神保健福祉センター

計 商工労働部

商工政策課、地域産業課、産業立地推進課、新産業創造課、労政・能力開発課、青森県大阪情報センター、青森県名古屋情報センター、青森県福岡情報センター、青森県立青森高等技術専門校、青森県立弘前高等技術専門校、青森県

立八戸工科学院、青森県立むつ高等技術専門校、青森県立障害者職業訓練校

農林水産部

農林水産政策課、総合販売戦略課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部、青森県病害虫防除所、青森県営農大学校

県土整備部

#

監理課、整備企画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課、東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域整備部、三八地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部、青森空港管理事務所、整備企画課(青森県工業用水道事業会計)、都市計画課(青森県下水道事業会計)

危機管理局

防災危機管理課、消防保安課、原子力安全対策課、青森県消防学校、青森県 原子力センター

ケ 観光国際戦略局

観光企画課、誘客交流課、国際経済課、青森県立美術館

コ エネルギー総合対策局

サ 出約局

シ 病院局

青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

ス 青森県議会

青森県議会事務局

セ 青森県教育委員会

教育政策課、職員福利課、学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課、文化財保護課、高等学校教育改革推進室、東青教育事務所、所、西北教育事務所、中南教育事務所、上北教育事務所、下北教育事務所、三八教育事務所、青森県埋蔵文化財調査センター、青森県立青森高等学校、青森県立青森西高等学校、青森県立青森東高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北半高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北半高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北半高等学校、

青森県警察本部

県立三本木農業恵拓高等学校、青森県立名久井農業高等学校、青森県立八戸水 校 校 校 総合学校教育センター、青森県立郷土館、三内丸山遺跡センター 立図書館、青森県立梵珠少年自然の家、青森県総合社会教育センター、 尚養護学校、 青森第二養護学校、青森県立青森若葉養護学校、青森県立青森第一高等養護学 県立弘前聾学校、青森県立八戸聾学校、青森県立青森第一養護学校、青森県立 立青森商業高等学校、青森県立弘前実業高等学校、青森県立三沢商業高等学 業高等学校、青森県立むつ工業高等学校、青森県立八戸工業高等学校、青森県 森県立五所川原工科高等学校、青森県立弘前工業高等学校、青森県立十和田工 産高等学校、青森県立青森工業高等学校、青森県立五所川原工業高等学校、青 林高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立三本木農業高等学校、青森 校 青森県立八戸東高等学校、青森県立八戸北高等学校、青森県立八戸西高等学 校 青森県立弘前高等学校、青森県立弘前中央高等学校、青森県立弘前南高等学 校 青森県立五所川原高等学校、青森県立木造高等学校、青森県立鰺ケ沢高等学 養護学校、青森県立八戸第二養護学校、青森県立八戸高等支援学校、 ·養護学校、 青森県立八戸商業高等学校、青森県立盲学校、青森県立青森聾学校、青森 青森県立青森第二高等養護学校、青森県立森田養護学校、青森県立弘前第 青森県立八戸中央高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立五所川原農 青森県立板柳高等学校、青森県立金木高等学校、青森県立鶴田高等学校、 青森県立大湊高等学校、青森県立大間高等学校、青森県立八戸高等学校、 青森県立三本木高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立野辺地高等学 青森県立黒石高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立浪岡高等学 青森県立六戸高等学校、青森県立六ケ所高等学校、青森県立田名部高等学 青森県立七戸高等学校、青森県立百石高等学校、青森県立十和田西高等学 青森県立七戸養護学校、青森県立むつ養護学校、青森県立八戸第 青森県立弘前第二養護学校、青森県立黒石養護学校、青森県立浪 青森県 青森県

前警察署、青森県鰺ケ沢警察署、 青森県警察本部、青森県青森警察署、青森県青森南警察署、青森県外ヶ浜警 青森県黒石警察署、青森県八戸警察署、青森県三戸警察署、青森県五戸警 青森県大間警察署、 青森県十和田警察署、 青森県むつ警察署、青森県野辺地警察署、 青森県七戸警察署、青森県三沢警察署 青森県つがる警察署、 青森県五所川原警察 青森県弘

青森県人事委員会

青森県人事委員会事務局

青森県労働委員会

4

- 青森県労働委員会事務局
- 青森県監査委員

હ

青森県選挙管理委員会 青森県監査委員事務局

41

青森県選挙管理委員会事務局

4 監査の結果

it,

監査した限りにおいて、おおむね適正であるが、是正又は改善が必要である事項 次のとおりである

(1) 東青地域県民局県税部、中南地域県民局県税部、三八地域県民局県税部、 地域県民局県税部、上北地域県民局県税部及び下北地域県民局県税部 五光

に努めること。 令和5年5月31日現在、県税において多額の収入未済額があるので、 ペの 縮減

2 交通政策課

適正な事務の執行に努めること。 委託料において、契約事務の手続が適切に行われていないものがあったので、

3 東青地域県民局地域連携部

減に努めること。 令和5年3月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮

4 環境保全課

減に努めること。 令和5年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、 ルの結

5

自然保護課

事務の執行に努めること。 委託料において、入札手続が適切に行われていないものがあったので、 適正な

6

医療薬務課

減に努めること。 令和5年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、 ルの矯

3 障害福祉課

おいて多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること 令和5年5月31日現在、 一般会計及び療育福祉・医療療育センター特別会計に

8 福祉部及び下北地域県民局地域健康福祉部 民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康 東青地域県民局地域健康福祉部、中南地域県民局地域健康福祉部、三八地域県

多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。 令和5年5月31日現在、 一般会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計において

9

収入未済額があるので、その縮減に努めること。 令和5年3月31日現在、小規模企業者等設備導入資金特別会計において多額の

(E) 労政・能力開発課

適正な事務の執行に努めること。 委託料において、契約事務の執行が適切に行われていないものがあったので、

団体経営改善課 令和5年5月31日現在、一般会計及び林業・木材産業改善資金特別会計におい

多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(13)

漁港漁場整備課 令和5年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減 努めること。 令和5年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減

(14)

に努めること。

財産の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努

$\overline{15}$ 港湾空港課

令和5年4月30日現在、未利用の土地があるので、その解消に努めること。

財産の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に

(1₆) 建築住宅課

正な事務の執行に努めること。 収入事務において、事務処理が適切に行われていないものがあったので、

の縮減に努めること。 令和5年3月31日現在、財産収入において多額の収入未済額があるので、

<u>5</u> 東青地域県民局地域整備部

- 2,923,183円あったので、適正な事務の執行に努めること。 需用費等において、事務処理が適切に行われていないものが7件、
- あるので、その縮減に努めること。 令和5年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額が
- 整備部及び下北地域県民局地域整備部 中南地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域

(18)

令和5年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額があ

三八地域県民局地域整備部

るので、その結減に努めること。

(19)

の収入未済額があるので、その縮減に努めること。 令和5年5月31日現在、土木使用料、弁償金及び港湾施設使用料において多額

都市計画課 (青森県下水道事業会計)

20

- 多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。 令和5年3月31日現在、十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料において
- 円となっているので、その解消に努めること。 当年度は、7,666,729円の純損失を計上しており、累積欠損金が219,696,499

(21) 青森県立中央病院

- ので、その縮減に努めること。 令和5年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額がある
- 努めること。 物品の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に

(22) 青森県立つくしが丘病院

令和5年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるの その縮減に努めること。

23 青森県警察本部

があるので、その縮減に努めること。 令和5年5月31日現在、延滞金、加算金及び過料等において多額の収入未済額

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行